

調査件名：原子力規制庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築及び保守

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
意見	1	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・L2エクステンションの数は全体で4000以上をサポートできること。	省庁間ローミング等の今後の拡張性を考慮し、要件を明確にした上で、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	以下のとおり要件を追記します。 ・(カ)L2エクステンションの数は全体で500以上をサポートできること。
意見	2	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・アプリケーションごとに優先順位付けを設定できる機能を有すること。 ・総帯域幅の可用性を計算した上で動的にアプリケーションごとに帯域幅を制限できる機能を有すること。	特に認証系通信の優先制御や、帯域を圧迫する定期的な通信に対する帯域制御は業務継続性の観点で重要と考えるため。	加点項目として追記します。
意見	3	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・拠点をリージョン単位で構成し、各リージョン内はリージョン代表拠点を中心にリージョン内拠点間のVLAN通信が可能であること。 ・リージョン代表拠点を經由し、各拠点とGSS DC間をVLAN通信が可能であること。	今後の拠点数増加を考慮すると、拠点追加に伴う設計・構築が容易な本構成が有効であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
意見	4	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	2	以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・マルチキャストトラフィックの転送をサポートできること。	マルチポイントツーマルチポイント通信等をサポートすることが出来るため、貴庁の本ネットワーク利用の拡張性に寄与する機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
意見	5	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ	2	標準AP及び、高性能AP要件として、以下要件を追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・PoEフェイルオーバー※に対応すること。 ※2つ以上のRJ45インターフェースより給電を行い、片系統の電力供給が絶たれた際も、APの再起動をすることなく継続利用することを可能とする機能	給電冗長を行うことは貴庁にとって有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
意見	6	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ	3	高性能AP 要件 (ア) について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・Wi-Fi6/6E/7、4x4:4、20/40/80/160MHz チャンネル幅 →Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅	誤記と考えるため。	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャンネル幅」に修正します。
意見	7	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ	1	高性能AP 要件 (ウ) について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・本仕様記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。 →本仕様記載の要件を最大25.5W以下の消費電力で動作することを推奨する。	想定している機器が要件を満たしていないため。	14W以下の消費電力の推奨要件を削除します。IEEE802.3atを満たすご提案をお願いします。
意見	8	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ	1	高性能AP 要件 (オ) について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格 →1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上	想定している機器が要件を満たしていないため。	「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正します。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
意見	9	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ	3	高性能AP 要件 (カ) について、以下要件を変更いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・送受信にAP からSTA 及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMO に対応すること。 →APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。	誤記と考えるため。	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」に修正します。
意見	10	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	基幹部・末端部の技術要件 (オ) について、要件の削除をお願いできますでしょうか。	本調達仕様書の拠点一覧より個別LANシステムとの接続を行う拠点はないように見受けられ、本要件は不要であると考えため。	「別紙1 拠点一覧」にL3ルーティングが必要な拠点の情報を追記します。
意見	11	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	2	基幹部・末端部の技術要件として、以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること	L2ネットワークを構築する場合、末端部だけでなく基幹部と末端部間にも必要な機能と考えるため。	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は抑制する機能を有すること。」を追記します。
意見	12	02_別添資料1. 要件定義書	12	2	4	エ	2	以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・認証・認可失敗時の切り分け手段として、運用者がユーザー毎に新NAC機器より認証・認可プロセスをトラバシ、エンドユーザーの負担無く認証・認可失敗原因を明らかにする機能を有すること。	受注者の提供範囲についての正常性を確認でき、貴庁運用者の負荷軽減となる有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
意見	13	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	オ	2	WiFiローミングの要件として、以下要件を追加いただくようご検討をお願いできますでしょうか。 ・自省庁と他省庁間のWiFiローミングにおいては、新NAC機器間での認証データを連携することにより再認証を免除する機能を有すること。	貴庁やエンドユーザー様にとって有益な機能であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	原文の通りいたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
意見	14	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)A について 貴庁の指定するデータ転送ツールを明確にしてくださいでしょうか。 また、貴庁指定ツールのインストールができない場合、連携が必要な監視データを貴庁と合意した何らかの形で送付する構成でも問題ないでしょうか。	データ転送ツールについて明示されておらず、見積り時の算定及び、構成の検討ができない状態であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	データ転送ツールの詳細は閲覧資料にて提示します。また、その旨を仕様書に追記します。
意見	15	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)A について ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON 形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。と記載があります。 上記記載の“リアルタイム”について、以下のどちらの意味を示していますでしょうか。 ① 貴庁よりデータ要求があった場合にその時点のリアルタイムデータを渡せること ② 受注者構築の監視システムより、常時データを送信し続けること。 ②の場合、“リアルタイム”の記載を削除いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	要求範囲を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。 また、②は実現不可と考えるため。	①のご認識のとおりです。明確となるよう該当箇所を修正します。
意見	16	02_別添資料1. 要件定義書	16	2	5	イ	1	(サ)B について 想定ログデータフォーマットを明確にしてくださいでしょうか。 また、貴庁指定予定のログフォーマットについて、RFC等で定められている標準化されたフォーマットと認識して問題ないでしょうか。	見積の算定及び、構成の検討ができない状態であり、要件を明確にし、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	ご認識のとおりです。
意見	17	02_別添資料1. 要件定義書	18	2	7	ア	2	必須要件のみならず、加点項目についても提案時点で提供可能であることを示すエビデンスの提示を条件として追記いただくようご検討をお願いできますでしょうか。	要求事項に対する実現可否の根拠を明確にする必要があると考えるため。	本項にかかるエビデンスについては、必須要件のみで問題ありません。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
意見	18	01_調達仕様書	23	7	3	オ	1	「閲覧資料を確認のうえ、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある地点については、適切な対策を講じたうえで工事を実施すること」につきまして、閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な地点数を明示していただくよう検討をお願いします。	閲覧資料において石綿含有の机上調査に必要な建材リストの提供が可能な地点数が明示されていない場合、精緻な見積が算定できないため。 また、必要情報を明確にできない場合、既存環境を把握している事業者のみが有利となるため調達の公平性に反すると考えるため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物については「不明」として開示します。
意見	19	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「L2エクステンションの数は4000以上をサポートできること」を仕様に加検討よろしくをお願いします。	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	以下のとおり要件を追記します。 ・L2エクステンションの数は全体で500以上をサポートできること。
意見	20	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「動的にアプリケーションの帯域幅を制限できる機能性を有すること」を仕様に加検討よろしくをお願いします	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	加項目として追記します。
意見	21	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	8	2	2.3	オ	2	「 拠点R単位で構成し、各R内は、Rを代表する拠点を中心に異なる末端拠点をVLANを伴うL2の転送(下図矢印実践)が可能であり、R間は、R代表拠点からAgを経由してVLANを伴うL2の転送(下図矢印破線)が可能であることを仕様に加検討よろしくをお願いします	柔軟な構成検討及び拡張が図れるため	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
意見	22	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	10	2	2.4	イ(ア)	3	「Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHz チャネル幅(Wi-Fi6E/7/6GHz 帯において)、日本国内にて認可されている 2.4GHz 帯 (1CH-13CH)、5GHz 帯 (W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz 帯に対応すること」と記載ございますが、記載間違いかと思います。「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅(Wi-Fi6E/7/6GHz 帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯 (1CH-13CH)、5GHz帯 (W52/53/56)、Wi-Fi6E /7 6GHz帯に対応すること。」に修正をお願いします	仕様の誤記載のため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅」に修正します。
意見	23	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	10	2	2.4	イ(ウ)	1	「本仕様記載の要件を満たすかつ、満 PoE 規格 IEEE802.3at で動作すること。また、本仕様記載の要件を最大 14W 以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならぬ」と記載ございますが最大25.5W以下に仕様変更のご検討よろしくをお願いします。	機器性能を最大現引き出させるため	14W以下の消費電力の推奨要件を削除します。IEEE802.3atを満たすご提案をお願いします。
意見	24	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	10	2	2.4	イ(オ)	1	「有線 LAN として、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbps イーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。」と記載ございますが、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbpsイーサネット規格以上に対応したインターフェースを有すること。」に仕様変更のご検討よろしくをお願いいたします。	接続するPoEスイッチは1Gインタフェースのため	「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正します。
意見	25	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	10	2	2.4	イ	2	「PoE フェイルオーバーに対応すること」を仕様に加検討よろしくをお願いいたします。	可用性をたかめる事ができるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
意見	26	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	12	2	2.4	ウ	2	「 基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を仕様に加検討よろしくをお願いいたします。	耐障害性を向上させる事ができるため	「基幹部と末端部の間にループ接続状態を検出し、遮断又は、抑制する機能を有すること」を追記します。
意見	27	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	14	2	2.4	ウ(エ)	2	「EntraIDの接続性及びクレデンシャルの正確性を確認できる機能性を有すること」を仕様に加検討よろしくをお願いいたします。	認証機能を向上させることでセキュリティ強化が図れるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
意見	28	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	15	2	2.4	オ	2	「自省庁と他省庁間のローミングの実施においては、再認証免除機能を有すること」を仕様に加検討よろしくをお願いいたします。	ローミング機能を向上させ、認証に係る効率化が図れるため	原文の通りといたします。なお、ご意見の主旨をご提案いただくことは可能です。
意見	29	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	15	2	2.5	イ(ア)	3	「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web 画面等を通じ GSSDC から一元的に実施できること。」の記載ございますが、初期設定はコンソール接続にて設定を行う必要があり、初期設定後にWeb画面を通じ一元管理できるようになるため、「初期設定」の文書削除ご検討よろしくをお願いいたします。	一般的なネットワーク機器の初期設定はコンソールで行う必要があるため	「初期設定」を「設定」に修正します。
意見	30	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	15	2	2.5	イ(イ)	4	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を、Web 画面等を通じ GSSDC から一元的に実施できること」と記載ございますが、上記記載と同等となります。仕様削除ご検討よろしくをお願いいたします。	仕様の記載内容が上記(ア)と重複しているため	ご意見を踏まえ、本記載は削除します。
意見	31	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	15	2	2.5	イ(ウ)	3	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を GSSDC に配置した統合管理監視システムから実施できること」と記載ございますが、上記(ア)、(イ)に記載の通りGSSDCから一元的に実施できれば、統合管理監視システムから実施できなくても構わないように、「統合管理監視システムから実施」の文書削除ご検討よろしくをお願いいたします。	上記(ア)、(イ)からGSSDCから一元的に実施できれば仕様を満たす認識のため	ご意見を踏まえ、本記載は削除します。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
意見	32	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	3	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」と記載ございますが、デジタル庁指定のデータ転送ツールおよびデジタル庁で整備予定のGSS統合監視システムが不明のため、「また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」の仕様記載を削除ご検討よろしくお願います。	要求事項を明確にするため	統合監視システムの詳細は閲覧資料にて提示します。また、その旨を仕様書へ追記します。
意見	33	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	9	2	2.4	イ(オ)	3	「WLCは、主たる場所の設備障害を想定して、GSSDC 大阪(OSA2)へ切り替えが可能であること。なお、東京ー大阪間の切り替えは、デジタル庁の判断により実施され、切り替えに伴うオペレーションや、セッションや認証ステートのクリア、ゲスト Wi-Fi サービスの認証ステートのクリア、AP の再起動などを許容し、実施開始から 30 分以内にサービス復旧することを想定すること。」の記載がございます。実現するためにライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討よろしくお願います。	要求事項を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではない。」の記載を追記します。
意見	34	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	15	2	2.5	イ(オ)	3	「統合管理監視システムは個別のシステムとして GSSDC に設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。」の記載がございます。ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではないと文書修正の検討よろしくお願いたします。	要求事項を明確にするため	ご指摘を踏まえ、「ライセンスのクラウド管理を行うことはこの限りではない。」の記載を追記します。
意見	35	01_調達仕様書	10	6	2	ス	1	「打合せ等の議事録」について、打合せ後、翌業務日以内に受注者にて作成・提示するとの記載がございます。 打合せ開催が夜間になることや、同日に複数の打合せが開催されるなど、会議開催の要件次第で翌業務日以内の提示が難しいと考えます。先行案件に合わせて、3業務日が望ましいと存じますが、議事録の提示時期について再考いただけないでしょうか。	プロジェクト実施に当たって確実な遂行を望むため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内に作成いただくことを求めています。
意見	36	01_調達仕様書	15	6	3	ケ	1	「(ア) 報告会」について、会議終了後、結論や双方の課題をまとめた議事録を翌業務日以内に作成するとの記載がございます。 打合せ開催が夜間になることや、同日に複数の打合せが開催される場合には翌業務日以内の提示が難しいと考えます。先行案件に合わせて、3業務日が望ましいと存じますが、議事録の提示時期について再考いただけないでしょうか。	プロジェクト実施に当たって確実な遂行を望むため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内に作成いただくことを求めています。
意見	37	02_別添資料1. 要件定義書	9	2	4	イ	4	「AP及びWLC部の技術要件の(オ)」について、「別添資料2.SLA項目一覧表1-4 SLA目標値」では、ネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間は1時間となっております。 障害発生時には自動切換を行うことで早期復旧が可能と考えますので、SLAを担保し早期復旧を目指した自動切り替えを前提とした仕様にするべきではないでしょうか。	仕様を明確化するため。	デジタル庁の判断後、30分以内に切り替えていただくことを想定しています。
意見	38	02_別添資料1. 要件定義書	18	2	7	ウ	1	「(ア) 地方拠点での作業全般に当たっては、事前に全体スケジュールを提出しデジタル庁の承認を受けることとし、必要な事前調査は設計・構築段階までに実施すること。なお、一部の地方拠点は原子力規制庁の管理下にないことも踏まえ、配線、電源・空調、機器設置が遅滞なく実施できるように計画すること。」と記載がございます。 本業務はネットワーク環境構築及び保守業務であり電気通信事業である認識ですが 空調工事については管工事業であると想定しているため、電源や空調等の情報を収集、整理した結果、空調工事(ダクト追加等)が必要となる場合は空調設備のみ別案件にてご対応頂けないでしょうか。	対応範囲を明確化するため。	契約後、現地調査の結果をもってデジタル庁で調整します。
意見	39	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	新庁舎はR9年度から運用開始とあるため、資料閲覧時にはフロアレイアウト図、電源等の情報がないため、NW機器台数の算出が受注者側で困難となります。そのため、新本庁舎に設置するNW機器は拠点一覧に記載の台数で積算させていただきます。台数の修正が必要であれば本公告時に修正をお願いいたします。	調達範囲を明確にしたいため。	新庁舎のフロアレイアウト図等は閲覧資料にて提示します。
意見	40	01_調達仕様書	10	6	2	ス	1	議事録について、17時以降開始の打ち合わせについては、2営業日以内へ条件の緩和をご検討頂きたく存じます。	議事録の品質を維持することで、貴庁との認識齟齬を減らし、円滑なプロジェクト遂行に繋がると考えるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 なお、議事録は次回会合の準備に必要であるので、ポイントを絞って作成することとし、翌営業日以内に作成いただくことを求めています。
意見	41	02_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	-	4	入札公告が出る際に、判明している統合廃や移転計画などの情報を閲覧資料に記載いただけますでしょうか。	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	対応が必要となる移転計画については閲覧資料にて提示します。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
意見	42	02_別添資料1_要件定義書	5	2	3	エ	4	WAN側のメディアタイプは02_別添資料1_要件定義書の該当箇所と03_別添資料1_別紙1_拠点一覧に基づき、原則1Gbase-Tに対応するという認識でよろしいでしょうか。 また、WAN側のメディアタイプに追加の指定があれば追加をお願いできますでしょうか。	仕様を明確化したいため。	メディアタイプについては、本公告時の「別紙1 拠点一覧」にて提示します。
意見	43	02_別添資料1_要件定義書	9	2	4	イ	2	東京-大阪間の切り替えは、貴庁の判断に基づいて実施すると認識しておりますが、職員様への業務影響を最小限に抑えるために、自動切り替えとする仕様にご変更いただくことを推奨します。	作業範囲を明確にしたいため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
意見	44	02_別添資料1_要件定義書	8	2	4	イ	4	別紙1にAP数は想定として記載がありますが、フロアごとの正確な無線の利用デバイス数をご提供いただけますでしょうか。	見積り作成に影響を与えるため。	閲覧資料を元にご提案ください。
意見	45	02_別添資料1_要件定義書	10	2	4	ウ	4	エッジSWのポート数決定のため、別紙1に記載のない、エッジSW配下の機器（複合機等）についての台数情報を入札前までにいただけないでしょうか。	エッジSWの機器の選定に影響があるため。	閲覧資料にて提示します。
意見	46	02_別添資料1_要件定義書	11	2	4	ウ	4	A、B、Cにおける拠点GW機器、貴庁の機器に接続するモジュールの用意及び接続は貴庁にて実施いただけると認識しております。 上記モジュールは調達物品に含まれないため、保守範囲外とさせていただきます。	調達範囲を明確にしたいため。	デジタル庁で整備する機器については、特段の要件がないかぎり、本調達における保守の範囲外です。
意見	47	02_別添資料1_要件定義書	17	2	6	ク	4	「大規模なレイアウト等変更が発生する場合」との記載がございますが、規模を問わず、レイアウト変更の対応は都度相談とさせていただきます。	作業範囲を明確にしたいため。	出来る限り閲覧資料にて提示しますが、レイアウト変更計画についてはご相談させていただきます。
意見	48	02_別添資料1_要件定義書	22	4	6	-	4	図2 調達作業スケジュールにおいて、地方拠点は令和7年度3月末にLAN配線・AP設置工事が完了、令和8年度4月からGSS運用開始と想定されております。運用事業者への引継ぎが必要になると認識しておりますので、運用事業者への引継ぎ期間を2か月以上確保したスケジュールをご提示いただけないでしょうか。	運用事業者への引継ぎ期間が必要であるため。	運用開始前までに引継ぎが必要となりますので、適切に対応願います。なお、調達仕様書の図2スケジュール及び1.4項の調達の範囲へ引継ぎ期間を追記します。
意見	49	02_別添資料1_要件定義書	22	(付録A)	イ	-	4	別紙1に専用線暗号化要の記載がないため、正しい情報があればご提供いただきたいです。	作業工数に影響があるため。	本公告時に提示します。
意見	50	02_別添資料1_要件定義書	22	(付録A)	イ	-	4	地方集約点の機器は本調達範囲外と認識しております。 地方集約点側の機種によっては、設計内容に影響を及ぼす可能性があるため、入札の公告時には、地方集約点側の機器の機種情報を共有いただきたいです。 また、接続検証作業や地方集約点側の機器の設定変更が必要になった際には、地方集約点の機器調達業者様にもご協力をお願いいたします。	調達範囲を明確にしたいため。 品質向上に繋がるため。	対象拠点は閲覧資料にて提示します。
意見	51	02_別添資料1_要件定義書	23	(付録A)	オ	(イ)	1	仕様書内の「19インチラック32U」の空間要件については、1ラックごとの要件であり、複数ラックを用いることができる認識でよろしいでしょうか。 また、空間要件もしくは電源要件を満たせない場合、以下のいずれかの方式による提案を許容いただけないでしょうか。 ①TYO2以外の、貴庁用意のデータセンターの利用 ②TYO2以外の、受注者用意のデータセンターの利用 ③クラウドサービスの利用 ④受注者負担でのTYO2のラックおよび電源設備の増強	調達範囲を明確にしたいため。	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容し、想定機器の定格等については事前に情報を提供いただくことを想定しています。
意見	52	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	既存GW機器の接続先情報（設置フロア、接続先I/F種別）の分かる資料を資料閲覧時に確認させていただきたいです。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため。	閲覧資料にて提示します。
意見	53	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	利用可能な分電盤位置、回路番号とともにご準備いただける電源容量の上限について、資料閲覧時に確認させていただきたいです。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため。	閲覧資料にて提示します。
意見	54	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧	-	-	-	-	4	有線LANの位置について、資料閲覧時に確認させていただきたいです。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため。	閲覧資料にて提示します。
意見	55	03_別添資料1_別紙0_拠点一覧	-	-	-	-	4	配線難易度の記載が「原子力規制本庁舎（新庁舎）」のみとなっておりますが、その他拠点について情報があれば記載をお願いします。	より詳細に内容を把握して積算に役立てたいため。	本公告時に提示します。
意見	56	02_別添資料1_要件定義書	7	2	3	オ（イ）	3	【書類上の記載】 B 多拠点間接続サービス：任意のオーバーレイ拠点機器、オーバーレイ集約機器の中から任意の3点間以上において、帯域共有型の仮想イーサネット回線を構成できること。また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたFDBを構成し、ショーテストバスにて転送できること。ショーテストバスとは、転送においてオーバーレイ集約機器経由しなければ転送できないのではなく、FDB上の相手に対して直接転送することである。 【意見】 FDBでの定義ではなく、別アーキテクチャでショーテストバスを実現しているため、以下の表現で記載をお願いします。 「また、各点において、MACアドレスに対する行先を取りまとめたDB等を構成し、ショーテストバスにて転送できること。ショーテストバスとは、転送においてオーバーレイ集約機器経由しなければ転送できないのではなく、相手に対して直接転送することである。」	機能的な公平性の観点から	「FDB」と断定せず、「FDB等」に修正します。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
意見	57	02_別添資料1. 要件定義書	8	2	3	オ- (工)	1	<p>【書類上の記載】 (工) アンダーレイ側のMTUに応じて、オーバーレイ側のTCP通信については、MSSコントロールやバスMTUディスカバリ等を機器において制御することによりオーバーレイ上の通信性能の低下やフラグメント発生を抑制する機能を有すること。</p> <p>【意見】 MSSコントロール等は一般的にL2処理部ではなくL3処理部に実装される機能となります。L2処理部で実現可能な製品は非常に限定的となるため、削除いただけないでしょうか。</p>	機能的な公平性の観点から	機能要件として必須です。 該当する機器にてご提案ください。
意見	58	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ- (ア)	3	<p>【書類上の記載】 (ア) Wi-Fi6/6E/7、42x42:42、20/40/80/160MHzチャネル幅(Wi-Fi6E/7/6GHz帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E/7 6GHz帯に対応すること。</p> <p>【意見】 ・別途質問している通り、42x42:42については4*4:4を意図されているという認識ですが、その前提で、2.4GHz帯についてはGSSネットワークでの利用は限定的と想定しております。製品の幅を広げるため2x2:2へ変更いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅」に修正します。
意見	59	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ- (ウ)	3	<p>【書類上の記載】 (ウ) PoE規格たるIEEE802.3atで動作すること。また、本仕様書記載の要件を最大14W以下の消費電力で動作することを推奨する。なお、消費電力値については、公開されているプロダクトデータシートにその点が記載されていなければならない。</p> <p>【意見】 一般的な無線利用環境においてAPが最大の消費電力で動作することは稀であり、ほぼアイドル状態やTypical(平常時)状態の消費電力で動作します。よって消費電力を検討する場合には最大ではなく、アイドルあるいはTypicalの消費電力値が重要であると考えます。そのため消費電力として最大表記ではなく、アイドルあるいはTypicalにご変更いただけないでしょうか？</p>	機能的な公平性の観点から	最大消費電力を14W以下から25.5W以下に修正します。
意見	60	02_別添資料1. 要件定義書	13	2	4	エ- (イ)	1	<p>【書類上の記載】 (**) 再認証免除機能とは、端末が再接続を行う場合、A. MMicrosoft365が提供するIntuneのデバイス識別ID(Intune Device ID)に基づくコンプライアンス準拠が有効である、B. 利用するユーザーのEntraIDの属性情報が事前に定めた値となっている、C. 利用するユーザーが有するEntraIDの発行するプライマリトークンが有効である。の3要件をチェックし、3要件を満たす場合に限り、WEB認証を免除する機能のことである。</p> <p>【意見】 プライマリトークンについてですが、下記の二つの実装が考えられますが、どちらを意図しておりますでしょうか。</p> <p>① ①プライマリトークンを端末側が有し、端末自体がEntraID側とSAML連携し、ユーザー名・パスワードの入力を免除する。 ② ②端末側の操作なく、プライマリトークン情報を認証サーバがEntraID側と連携し、Web認証自体を免除する。</p> <p>②を意図している場合には、提案可能な製品がなく、競争性の観点から仕様を緩和いただければと存じます。</p>	機能的な公平性の観点から	ご指摘を踏まえ、「プライマリ更新トークンが有効であること」は推奨要件に変更します。 ご指摘の機能について、EntraIDと連携した代替可能な機能をご提案ください。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
意見	61	02_別添資料1. 要件定義書	13	2	4	I-(ウ)	1	<p>【書類上の記載】</p> <p>(ウ) アクセス制御について 先の(イ)「利用者認証」を「Wi-Fi及び有線LAN」にて実施した場合は、WEB認証に基づきMicrosoft Entra IDのUser Principal Name、Member Group情報、ExtensionPropertyの拡張属性、Custom Attributeの内容をEntra IDから入手（これも属性チェックランザクション）の条件文に基づく評価結果に基づき、端末が無線LANの場合は、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPがレイヤー2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。</p> <p>端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4/IPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。</p> <p>【意見】 IPv4、IPv6のアクセス制御については、and条件ではなくor条件に変更することを検討いただけませんか？</p> <p>端末に設定するアクセスリストは、IPv4 もしくは IPv6どちらか一方となると理解しております。そのため、下記変更をお願いできませんでしょうか。 「APが端末に対してIPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施、およびAPがL2有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。」</p>	機能的な公平性の観点から	推奨要件であるため、変更なしとします。 なお、ご指摘の箇所について「IPv4及びIPv6」に修正します。
意見	62	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	I-C	1	<p>【書類上の記載】</p> <p>C 接続中のユーザーに紐づくEntraID上の属性情報及び、Intune Device IDによるコンプライアンス準拠をバックランドにてチェック（これを属性チェックランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、10分以内に、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LAN（レイヤー2）へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 属性の値、コンプライアンス準拠の変化に応じて「10分以内」という部分に関しては、同時にどの程度の規模で変更がなされるか想定できず、変更時間を要件とすることは、負荷の観点から機器、システム全体の安定性に問題を与える可能性がございいます。様々な状況にて処理できるよう、60分に緩和、あるいはより要件を詰めた上で時間を検討するのはいかがでしょうか。以下に、修正後の文言を記載いたします。</p> <p>「C 接続中のユーザーに紐づくEntraID上の属性情報及び、Intune Device IDによるコンプライアンス準拠をバックランドにてチェック（これを属性チェックランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LAN（レイヤー2）へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。変化に対応するまでの時間としては60分程度と想定しているが、設計時に値を確定することとする。」</p>	機能的な公平性の観点から	該当箇所の記載を「パフォーマンスを低下させることなく、かつ、15分以内に」に修正します。
意見	63	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	I-D	1	<p>【書類上の記載】</p> <p>D 受注者は、デジタル庁が全省庁をシングルテナントで収容するEntraIDにて運用していることを前提とし、属性チェックランザクション数を制御し、EntraIDによるスロットリング制限を受けないようにする仕組みを有することを推奨する。</p> <p>【意見】 スロットリング制限を受けないようにする仕組みを有している製品は非常に限定的となるため、制限については削除いただけませんか？</p>	機能的な公平性の観点から	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。 スロットリング制限を回避する手段を持つ構成を含めてご提案いただきたいと思いますと考えております。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
意見	64	02_別添資料1. 要件定義書	15	2	5		1	<p>【書類上の記載】 統合管理監視システムは個別のシステムとしてGSSDCIに設置され独立して稼働でき、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。</p> <p>【意見】 昨年度の“法務省のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等”と同様に下記の要件を記載していただけないでしょうか？ 「統合管理監視システムは、GSSDCIまたはISMAP認定クラウド上にデジタル庁の管理下で構築かつ稼働すること。当該システムは管理・維持するための通信（例えば、ライセンスや管理者の認証・検証、セキュリティシグネチャやソフトウェアダウンロード、検体分析など）を除き、非ISMAP認定サービスとの通信を必要としないこと。また、当該システムの管理・維持するための通信ができない場合においても、稼働が停止しないこと。」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容し、想定機器の定格等については事前に情報を提供いただくことを想定しています。
意見	65	02_別添資料3. 要件定義書	14	2	4	イ-C	1	<p>【書類上の記載】 C 接続中のユーザーに紐づくEntraID上の属性情報及び、Intune Device IDによるコンプライアンス準拠をバックグラウンドにてチェック（これを属性チェックランザクションと定義する）し、属性の値やコンプライアンス準拠の変化に応じて、10分以内に、APが端末に対してIPv4/IPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LAN（レイヤー2）へのブリッジ先VLAN番号の変更を実施できること。</p> <p>【意見】 端末に設定するアクセスリストは、IPv4もしくはIPv6どちらか一方となると理解しております。そのため、下記変更をお願いできませんでしょうか。 「APが端末に対してIPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施、およびAPが有線LANへのブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。端末が有線LANの場合は、端末が接続された機器が、IPv4もしくはIPv6アクセス制御の実施及び、ブリッジ先VLAN番号指定を同時に適用できること。」</p>	機能的な公平性の観点から	該当箇所の記載を「IPv4及びIPv6」に修正します。
意見	66	02_別添資料3. 要件定義書	10	2	4	イ-（オ）	1	<p>【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。</p> <p>【意見】 5/10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの5/10Gbps対応も必要となります。末端部スイッチにてダウンリンクが5/10Gbps対応しているものを選定した場合、費用として高額となることから、5/10Gbpsについては削除いただけないでしょうか？</p>	幅広い導入形態に対応できるように	「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正します。
意見	67	02_別添資料3. 要件定義書口	14	2	4	オ-（ア）	1	<p>【書類上の記載】 受注者は、ローミング用のSSID及び本調達に定める認証方式による認証・認可を提供し、他省庁等端末からの通信を末端拠点ゲートウェイ機器等に対して、指定するVIDを付与したL2にて引き渡さなければならない。</p> <p>【意見】 ローミング用の通信については、仕様書案に記載されております下記のAP機能を活用し、人的ミスを避けるためにも拠点側の設計を不要とすることが望ましいと考えます。 「APは、ゲスト向けWi-Fiなど、通信をカプセル化して通信を隔離すべき通信対象に対しては、AP部からWLC部間にトンネルを構築し、WLCとAP下の端末とブリッジできること」 よって、以下に変更することを検討いただけませんか？ 「受注者は、ローミング用のSSID及び本調達に定める認証方式による認証・認可を提供し、他省庁等端末からの通信はAP部とWLC部間のトンネルを経由し、WLCにて指定するVIDを付与した上でL2へ引き渡さなければならない。」</p>	幅広い導入形態に対応できるように	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
質問	1	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	3	イ	1	<p>全国網アクセスサービス及びモバイルサービスについて、1回線に対し複数WAN IPアドレスを払い出すことは可能でしょうか。</p>	<p>以下要件を満たすためには、冗長化した基幹部の機器の1系・2系にそれぞれWAN IPアドレスを振る必要があると考えるため。</p> <p>・冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること。</p>	全国網アクセスサービスについては、可能です。 モバイルサービスについては、1SIMにつきアドレスは1つになります。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	2	02_別添資料1_要件定義書	18	2	7	ウ	1	(ア) ①について指定事業者の情報の開示を願えますでしょうか。また、「構内での工事に係る指定事業者が存在し調整が必要であること」と記載がございますが、指定事業者への発注行為およびその費用負担は受注者範囲でしょうか。	要件を明確にした上で、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。 また、指定事業者との契約行為について、必要性を確認する必要があります。	契約後、現地調査にてご確認をお願いします。
質問	3	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧_原子力規制庁	-	-	-	-	1	原子力規制本庁舎（新庁舎）において、コアシッチの数量が4となっております。コアシッチの選定機種によっては、コアシッチ2台としてもフロアシッチ42台を取捨可能かと考えますが、認識合っていますでしょうか。	要件を明確にした上で、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	「別紙1 拠点一覧」に記載している機器数は、デジタル庁が想定したのになりますので、適切な台数をご提案ください。
質問	4	03_別添資料1_別紙1_拠点一覧_原子力規制庁	-	-	-	-	1	原子力規制本庁舎（新庁舎）において、8フロアに対し、フロアシッチ42台が必要と記載されております。フロア数に対して多いと考えますが、理由をご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にした上で、各社提案の前提条件を揃える必要があると考えるため。	「別紙1 拠点一覧」に記載している機器数は、デジタル庁が想定したのになりますので、適切な台数をご提案ください。
質問	5	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	10	2	2.4	イ(カ)	1	「ビームフォーミングに対応すること。送受信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。」と記載がございます。Wi-Fi6Eのため下り方向に対するDL MU-MIMO/DL SU-MIMOの認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」に修正します。
質問	6	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	10	2	2.4	イ(カ)	1	「ビームフォーミングに対応すること。送受信に AP から STA 及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMO に対応すること」と記載がございます。「送受信に AP から STA 及び、への送信に対して」は「送受信にAPからSTA及び、STAからAPへの送信に対して」の認識でお間違いないでしょうか、またその場合、「ULおよびDLのMU-MIMO/SU-MIMOに対応すること」の認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」に修正します。
質問	7	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	15	2	2.5	イ(ア)	1	「オーバーレイネットワークシステムにおけるオーバーレイ拠点機器及びオーバーレイ集約機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web 画面等を通じ GSSDC から一元的に実施できること。」の記載がございますが事項の(イ)、(ウ)におきましても同様な記載がございます。GSSDCから一元的に実施できれば良い認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、(イ)、(ウ)は削除します。
質問	8	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	15	2	2.5	イ(イ)	1	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を、Web 画面等を通じ GSSDC から一元的に実施できること。」の記載がございますが事項の(ア)、(ウ)におきましても同様な記載がございます。GSSDCから一元的に実施できれば良い認識でお間違いないでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、(イ)、(ウ)は削除します。
質問	9	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	15	2	2.5	イ(ウ)	1	「拠点に配置されたオーバーレイ拠点機器の初期設定等を GSSDC に配置した統合管理監視システムから実施できること。」の記載がございますが事項の(ア)、(イ)に記載がございます通り、GSSDCから一元的に実施できれば統合監視システムから実施できなくてもよろしいでしょうか	仕様を明確にするため	ご意見を踏まえ、本記載は削除します。
質問	10	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON 形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」と記載がございます。デジタル庁の指定するデータ転送ツールは何になりますでしょうか	仕様を明確にするため	統合監視システムの詳細は閲覧資料にて提示します。また、その旨を仕様書へ追記します。
質問	11	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	16	2	2.5	イ(サ)A	1	「ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON 形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS 統合監視システムに自動で連携すること。」と記載がございます。デジタル庁整備予定の統合監視システムは何になりますでしょうか	仕様を明確にするため	統合監視システムの詳細は閲覧資料にて提示します。また、その旨を仕様書へ追記します。
質問	12	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	18	2	2.7	ウ	1	「① 重要インフラの観点から入構手続が厳密であること、構内での工事に係る指定事業者が存在し調整が必要であること、作業員及び持ち込み・持ち出し機器が制限される可能性があること、等の特殊な制約事項があること」と記載がございます。入構手続き及び持ち込み、持ち出し制限事項を開示可能でしょうか	仕様を明確にするため	契約後、現地調査にてご確認をお願いします。
質問	13	調達仕様書 別添資料1 要件定義書	18	2	2.7	ウ	1	「① 重要インフラの観点から入構手続が厳密であること、構内での工事に係る指定事業者が存在し調整が必要であること、作業員及び持ち込み・持ち出し機器が制限される可能性があること、等の特殊な制約事項があること」と記載がございます。構内での工事については指定事業者に依頼できますでしょうか、また指定事業者を開示いただけますでしょうか	仕様を明確にするため	指定事業者が対応する範囲については、原子力規制庁の現行システムでの実績を閲覧資料にて提示します。 指定事業者の詳細は、契約後、現地調査にてご確認をお願いします。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	14	01_調達仕様書	2	1	4	ウ	1	<p>「R9予定の原子力規制庁本庁移転後のGSS環境設計・構築と記載がございます。</p> <p>通常、NW機器とNW構成の検討を進めるには、新庁舎での機器設置位置、端子盤、配管、電源等の情報を確認させて頂く必要があると思いますが、新庁舎はR9運用開始であり現時点で各情報を確認させて頂くことは困難であると想定しています。別添資料1_別紙1_拠点一覧_原子力規制庁に記載された機器台数が整備台数の上限である認識で検討を進めてもよろしいでしょうか。</p>	機器選定、構成検討、費用の算出等に必要であるため	「別紙1 拠点一覧」に記載している機器数は、デジタル庁が想定したものではありません。閲覧資料を確認のうえ、予備を含めて適切な台数をご提案ください。
質問	15	01_調達仕様書	3	1	5	図2	1	<p>01_調達仕様書の1. 5の図2作業スケジュールでは、令和7年度中に現在の本庁舎を想定した作業として「事前調査・NW設計」、「NW設計・キッティング」「NW機器設置」と記載がございますが、一方で、別添資料_別紙1_原子力規制庁の拠点番号0「原子力規制本庁舎」の備考には「現庁舎へのLAN構築は行わない」と記載もございます。</p> <p>現在の原子力規制本庁舎での作業をどこまで想定すべきかわかりませんでした。現在の本庁舎で想定される作業内容を具体的に明記頂けないでしょうか。</p>	作業内容を把握したいため	原子力規制庁の本庁舎においては、既存LAN設備を利用するため、LAN工事は行いません。本調達では、NW通信経路設計および端末等の接続確認を実施いただく想定です。該当箇所を修正します。
質問	16	01_調達仕様書	3	1	5	図2	1	<p>図2作業想定スケジュールでは、新庁舎におけるNW機器設置時期が令和9年1月からとなっています。</p> <p>新庁舎を建設する会社から原子力規制庁様への引き渡し時期が令和9年1月頃となる想定でしょうか。また、令和9年1月頃から入館でき、NW機器設置、LAN作業を開始できる想定でよろしいでしょうか。</p>	新庁舎における作業可能なスケジュールを把握するため	新庁舎におけるNW機器設置時期は現時点での想定となります。引き渡し時期等は今後の調整となります。
質問	17	01_調達仕様書	20	7	1	エ	1	<p>(工) 重要インフラ分野に属する施設を対象にしたネットワーク環境構築を実施した実績があること。ただし、自社の設備を対象としたものを除く。と記載がございます。</p> <p>重要インフラ分野とは具体的にどのような分野の施設になりますか。例えば、下記の内閣官房に記載のある15分野「情報通信」、「金融」、「航空」、「空港」、「鉄道」、「電力」、「ガス」、「政府・行政サービス（地方公共団体を含む）」、「医療」、「水道」、「物流」、「化学」、「クレジット」、「石油」及び「港湾」と想定してよろしいでしょうか。</p> <p>参照先： https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/dai2/siryou5-4.pdf</p>	入札への資格があるか確認するため	本記載は、内閣官房が定める15分野に該当するような、入構制限や機器の持ち込み・持出制限のある施設を含むネットワーク環境の構築実績を求めために記載しているものです。
質問	18	01_調達仕様書	23	7	1	エ	1	<p>(ISC) 2が認定する情報セキュリティプロフェッショナル認定資格「ICSSP」記載がございます。</p> <p>ICSSPではなく、CISSPでよろしいでしょうか。</p>	要員に求められる資格を確認するため	ご認識のとおりです。該当箇所を修正します。
質問	19	01_調達仕様書	24	7	3	オ	1	<p>「石綿調査」について、閲覧資料を確認のうえ必要に応じて石綿調査することと記載がございます。</p> <p>石綿調査に必要な「建物の着工年代」「過去の石綿事前調査結果」「増築や改築の有無」などの情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。</p>	作業項目を明確にし、積算を行うため。	閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物については「不明」として開示します。
質問	20	01_調達仕様書	24	7	3	オ	1	<p>「石綿調査」について、閲覧資料を確認のうえ必要に応じて石綿調査することと記載がございます。</p> <p>石綿処理対応は国土交通省さまが指定する「アスベストの飛散性・非飛散性」のレベル3想定の調査・対策・処理をすることによって宜しいでしょうか。</p>	作業項目を明確にし、積算を行うため。	石綿調査状況については閲覧資料として開示します。なお、状況が不明な建物については「不明」として開示しますので、国土交通省が指定する「アスベストの飛散性・非飛散性」のレベル1～3の状況に応じた適切な対応をお願いします。
質問	21	02_別添資料1. 要件定義書	2	1	5	-	1	<p>「スケジュール上の留意点」について、今後、拠点の統廃合や接続方法が契約期間中において変更される可能性があると記述がございます。</p> <p>入札公告が出る際に、判明している統廃合や接続方法の変更、移転計画などの情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。</p>	現在判明している計画を元に拠点情報を整理し、工事工数や必要な経費を明確にするため。	対応が必要となる移転計画については、閲覧資料にて提示します。
質問	22	02_別添資料1. 要件定義書	5	2	3	エ	1	<p>「(イ) オーバーレイ拠点機器」について、別紙1に「メディアタイプ」として1Gbase-LX等を記載されると記載がございます。</p> <p>しかし、別紙1 拠点一覧にはメディアタイプの記述がないように見受けられますが、入札公告時にメディアタイプを記載されるのでしょうか。</p>	仕様を明確化するため。	本公告時に提示します。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	23	02_別添資料1. 要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、貴庁が提供する設置情報に基づき決定を行うことと記載がございます。 入札公告後に最新のフロアレイアウト図を用いて設置情報を閲覧資料で明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	閲覧資料にて提示します。
質問	24	02_別添資料1. 要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、受注者が設計を行う場合（項番2,3が該当）と記載がございますが、項番2,3の箇所を見当たらないため明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	誤記のため、該当箇所を修正します。
質問	25	02_別添資料1. 要件定義書	9	2	4	イ	1	「Wi-Fi部の構成」について、小規模拠点において利用不能（ブラックアウト）となる構成は許容しないと記載がございます。 別紙1 拠点一覧で確認するとフロアに無線AP数1台となる拠点がございますが、ここはブラックアウトの非許容の仕様と矛盾すると考えるため2台以上に修正をお願いします。	仕様を明確化するため。	無線AP数1台としている小規模拠点（18拠点）は、AP故障時にSIMでの運用を想定しているため、例外として1台構成としています。 該当箇所を修正します。
質問	26	02_別添資料1. 要件定義書	9	2	4	イ	1	「AP及びWLC部の技術要件の（オ）」について、「別添資料2.SLA項目一覧表1-4 SLA目標値」では、無線LANコントローラ両系障害時のネットワーク大規模障害の平均故障復旧時間が1時間と記載されております。 30分以内のサービス復旧を想定と記載がありますが、東京-大阪間の切り替え作業におけるデジタル庁様の判断は30分以内にご提示されるという認識で宜しいでしょうか。	ネットワーク大規模障害時の責任分界点を明確にするため。	デジタル庁の判断後、30分以内に切り替えていただくことを想定しています。
質問	27	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	イ	1	「エッジスイッチのポート数の決定」について、複合機等に必要な有線の数、を考慮との記載がございます。 別紙1 拠点一覧に複合機や他に有線接続が必要な有線の数を明示していただけますでしょうか。	エッジスイッチに必要なポート数を明確にし、機器台数の算出をするため。	閲覧資料にて提示します。
質問	28	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	「各種個別のシステム」について、個別システムを当該スイッチに接続する作業は、各省庁によって実施されることと留意することとの記載がございます。 個別システム用に準備したスイッチから個別システムまでの配線作業も各省庁にて実施されることでしょうか。	工事工数と責任分界点を明確にするため。	ご認識のとおり、本調達には含まれません。
質問	29	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	「各種個別のシステム」について、既設NWに接続されている個別システムはGSS-NWに移行後も接続を行えるように整備する必要があるとの記述がございます。 対象となるすべての個別システムは、閲覧資料で明示して頂いたものということで宜しいでしょうか。	工事工数と技術要件を明確にし、積算するため。	閲覧資料にて提示します。
質問	30	02_別添資料1. 要件定義書	11	2	4	ウ	1	「基幹部・末端部の技術要件の（イ）」について、基幹部と拠点GW機器間の接続構成要件を記載いただいております。 拠点GW機器のモジュールの調達や取付作業は本調達には含まれないと認識しますが、本調達に含まれる場合は拠点GW機器に整備できるモジュールの製品をご明示していただけますでしょうか。	拠点GW機器との作業分界点とモジュールの要件を明確にするため。	ご認識のとおり、本調達には含まれません。
質問	31	02_別添資料1. 要件定義書	14	2	4	オ	1	「Wi-Fiローミングの要件」について、本調達においてローミング対応が必要な拠点については別紙1 拠点一覧に示すと記載がございますが、別紙1で全拠点が空白で記載されております。 入札公告時には別紙1 拠点一覧にて明示していただけますでしょうか。	仕様を明確化するため。	原子力規制庁ではローミング対象の拠点がありませんので対象外です。
質問	32	02_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	キ	1	「配線施工における工数（難度）」について、別紙1に想定難易度を記載しているとの記述がございますが、（ア）～（ウ）の記述と、別紙1の「配線難易度（注2、注3）」とが相違しているように思えます。 配線難易度は、どちらの観点で参考させていただいたら宜しいでしょうか。	配線施工における工数（難度）を明確にするため。	別紙1の「配線難易度（注2、注3）」を要件定義書へ記載します。
質問	33	02_別添資料1. 要件定義書	17	2	6	ク	1	「各拠点のフロアレイアウト等」について、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性の記述がございます。 規模が小さくても機器の追加や配線ルートの見直しが発生する場合がありますので、レイアウト変更の際は都度相談とさせていただきますでしょうか。	工事行程を明確にするため。	できる限り閲覧資料にて提示する予定ですが、レイアウト変更の対応については計画的な対応となるよう協議いたします。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	34	02_別添資料1_要件定義書	18	2	7	ウ	1	(ア) ① 重要インフラの観点から入構手続が厳密であること、構内での工事に係る指定事業者が存在し調整が必要であること、作業員及び持ち込み・持ち出し機器が制限される可能性があること、等の特殊な制約事項があること。と記載がございます。 指定事業者について、各拠点の指定事業者の有無、連絡先および対応頂ける範囲等の情報を閲覧資料で確認できる想定でよろしいでしょうか。	指定事業者への依頼内容を明確にしたいため	指定事業者が対応する範囲については、原子力規制庁の現行システムでの実績を閲覧資料にて提示します。 指定事業者の詳細は、契約後、現地調査にてご確認をお願いします。
質問	35	02_別添資料1_要件定義書	18	2	7	ウ	1	(ア) 地方拠点での作業全般に当たっては、事前に全体スケジュールを提出しデジタル庁の承認を受けることとし、必要な事前調査は設計・構築段階までに実施すること。なお、一部の地方拠点は原子力規制庁の管理下でないことも踏まえ、配線、電源・空調、機器設置が遅滞なく実施できるように計画すること。と記載がございます。 空調とは室内の空調ではなく、本調達で導入するネットワーク機器やラックのファンで廃熱処理を行うことと認識してよろしいでしょうか。	対応範囲を明確にしたいため	廃熱条件が悪いEPS室等に設置するネットワーク機器やラック等においては、ファンなどによる冷却機器など廃熱処理が行える機器をご提案いただくことを想定しています。一方、居室に設置する機器は、静音化対策を考慮した機器をご提案いただくことを想定しています。 現地調査の結果、廃熱処理を考慮した機器を選定した場合においても空調が不足する場合には、デジタル庁へご報告いただく想定です。
質問	36	02_別添資料1_要件定義書	19	2	7	ウ	1	(イ) 地方拠点での機器設置、配線工事及び電源工事等は、地方拠点等が入居する建屋の管理責任者の許可が必要であることに留意すること。なお、設備設計図書等の資料は閲覧可能であるが、開示できない一部の情報については、現地の設備・機器等の状況から判断し、必要に応じてデジタル庁と協議の上、対応すること。と記載がございます。 開示できない一部の情報について積算するために、大まかな各機器の数量、配線長、電源有無等をご提示頂ける想定でよろしいでしょうか。	費用の算出が困難であるため	経費の積算に必要な大まかな情報について閲覧資料にて提示します。
質問	37	02_別添資料1_要件定義書	19	2	7	ウ	1	(エ) 地方拠点での回線敷設に当たって、「2.6設置にかかわる技術要件」に記載の要件にてケーブル配線に支障をきたす可能性がある場合には、デジタル庁と協議のうえ、機器の物理インターフェースやトラフィックをも考慮して最適なケーブルを用いること。と記載がございます。 通信への干渉等を考慮し、UTPではなく、光ケーブルやSTPを利用することを考慮されている場合は拠点毎に使用するケーブルの種類をご指定頂けないでしょうか。	対応範囲を明確にしたいため	現状、LAN配線において光ケーブルやSTPの利用を想定している拠点はありません。
質問	38	02_別添資料1_要件定義書	21	4	3	-	1	「設備現状や工事」について、電源の増設や改修が必要となる場合の記述がございます。 各拠点の電源仕様が表示されていないため工事工数の算出が難しいと考えており、貴庁にて準備いただける電源容量の上限を提示いただけないでしょうか。	仕様を明確化するため。	閲覧資料にて提示します。
質問	39	02_別添資料1_要件定義書	21	4	3	-	1	「設備現状や工事」について、電源の増設や改修が必要となる場合の記述がございますが、各拠点の電源仕様が表示されていないため、工事工数の算出が難しいと考えております。 公告時に各拠点で使用可能な電源の位置など電源仕様の情報開示をいただけないでしょうか。	各拠点の工事工数を明確にし費用の算出するため。	閲覧資料にて提示します。
質問	40	02_別添資料1_要件定義書	22	付録A	イ	-	1	「専用網サービス」について、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1 拠点一覧に暗号化要と記載とございますが、暗号化に関する項目がありませんでした。 入札公告時には別紙1 拠点一覧にて対象拠点を明示頂けますでしょうか。	通信路を暗号化しなければならない拠点を明確化するため。	フレツ以外の拠点は暗号化の対象とするため、「別紙1 拠点一覧」にて示すよう修正します。
質問	41	02_別添資料1_要件定義書	22	付録A	イ	-	1	「専用網サービス」について、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1 拠点一覧に暗号化要と記載とございますが、対象となる拠点が記されておりました。 地方集約点の設置機器は今回の調達対象ではないと考えています。異なるメーカー間での暗号化通信になることが想定されますので、地方集約点側機器の調達事業者が有する検証環境を用いての接続確認に協力を頂けますでしょうか。また、必要に応じ設定変更に応じて頂けますでしょうか。	拠点からの通信の確実性の担保と責任分界点を明確にするため	フレツ以外の拠点は暗号化の対象とするため、03_別添資料1_別紙1_拠点一覧にて示すよう修正します。
質問	42	03_別添資料1_別紙1_原子力規制庁	1	-	-	-	1	原子力規制本庁舎（新庁舎）の想定フロアスイッチ数は42台と記載がございます。 一方でフロアスイッチの全拠点の機器合計数は0台となっているため、想定フロアスイッチ数ではなく想定エッジスイッチ数を想定された台数という認識でよろしいでしょうか。	仕様を明確化するため	「別紙1 拠点一覧」を修正し、本公告時にご提示します。
質問	43	03_別添資料1_別紙1_原子力規制庁	1	-	-	-	1	拠点ネットワーク機器数が、原子力規制本庁舎（新庁舎）以外には空欄となっておりますが、公告時には数量を明示頂けますでしょうか。	機器台数を明確化するため	「別紙1 拠点一覧」を修正し、本公告時にご提示します。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	44	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	1)「03_別添資料1_別紙1_拠点一覧_原子力規制庁」の原子力規制本庁舎において「現庁舎へはLAN構築は行わない」と記載がありますが、現庁舎には新規のNW機器等も設置せず、本件の調達範囲外という認識でよろしいでしょうか。 2)現庁舎が調達範囲内である場合、現庁舎における調達範囲を明示していただけますでしょうか。 3)現庁舎が調達範囲内である場合、本庁舎の構築（移設）イメージをご教示いただけないでしょうか。下記の2パターンを想定しておりますが、認識相違があれば、貴庁の想定をご教示いただけます。 ①令和7年度に現庁舎にNW機器を新たに設置し、その機器を撤去・流用し新庁舎へ移設する。 ②現庁舎と新庁舎にそれぞれ新たにNW機器を設置する（機器の移設はしない）。	作業範囲を明確にしたいため。	原子力規制庁の現本庁舎においては、既存LAN設備を利用するため、LAN工事は行いません。 本調達では、NW通信経路設計および端末等の接続確認を実施いただく想定です。 また、新庁舎においては、NW機器を新たに設置いただく想定です。
質問	45	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	複合機・プリンタ等について以下ご回答をお願いします。 1)接続や切替時期はいつ頃になりますでしょうか。 2)設置台数やケーブルの余長など考慮すべき事項は閲覧資料でご提示いただける認識でよいでしょうか。 3)複合機・プリンタの配線等役割について、下記の認識でよろしいでしょうか。 ①L2SW⇔ローゼットまでのLAN配線：受注者 ②ローゼットの設置（複合機・プリンタ近く）：受注者 ③ローゼット⇔複合機・プリンタまでのLANケーブル用意：受注者 ④ローゼット⇔複合機・プリンタへのLAN結線：各拠点ご担当者様	作業範囲を明確にしたいため。	要件定義書の該当箇所を修正して提示します。
質問	46	01_調達仕様書	22	7	1	エ	1	プロジェクトメンバの条件については、複数名で条件を満たされればよろしいでしょうか。	本調達におけるプロジェクトメンバは複数人を想定し、全プロジェクトメンバにおいて必須条件となると体制を構築する上で難しく、また要員工数の準備も上り初期コストに影響が出るため。	プロジェクトメンバにおいては、体制として要件を満たしていれば問題ありません。
質問	47	01_調達仕様書	23	7	3	オ	1	現地調査を円滑に進めるために、事前に拠点ごとの石綿有無を把握したいと考えておりますが、貴庁より建築物石綿含有建材調査報告書及び建築物の着工年数を閲覧資料として開示していただけないでしょうか。	作業工数を明確にしたいため。	閲覧資料にて提示します。なお、状況が不明な建物については「不明」として開示します。
質問	48	01_調達仕様書	27	7	7	ア	1	保守期間終了時に構築機器の廃棄処理は不要な認識でよいでしょうか。 必要な場合、対象となる機器とデータ消去の必要性等があればご提示いただけます。	作業範囲を明確にしたいため。	保守期間終了後の廃棄処理の対応は不要です。仕様書に以下の内容を追記します。 「保守期間終了時の廃棄処理は本調達に含まれない。」
質問	49	02_別添資料1_要件定義書	4	2	3	ウ	2	オーバレイ集約機器と、相互接続集約ネットワーク機器を接続するメディアの規格の指定はございますでしょうか。指定がございましたらご教示いただけます。	調達範囲を明確にしたいため。	ご提案に委ねることとします。
質問	50	02_別添資料1_要件定義書	9	2	4	イ	2	別紙1_拠点一覧に記載のAP等の機器数は利用不能（ブラックアウト）を考慮した数字になっておりますでしょうか。必要に応じ、修正をお願いします。 例として「拠点名 リサイクル燃料貯蔵株式会社内検査官室」のAP台数は1台ですが、この台数では上記要件を満たせないと考えております。	記載のNW機器数では、障害時に利用不能となる構成であるため。	小規模拠点についてはAPの故障時にSIM運用を想定しており、例外として1台構成とするため、「なお書き」として記載を追記します。
質問	51	02_別添資料1_要件定義書	9	2	4	イ	2	利用密度の判断基準はどういった数値になりますでしょうか。 併せて、利用密度算出のための資料を事前に共有いただけます。	見積りへの作成に影響を与えるため。	閲覧資料のフロア図及び人員配置図をご確認いただき、ご提案ください。
質問	52	02_別添資料1_要件定義書	11	2	4	ウ	2	1)受注者の調達範囲は、「個別システム接続用SWの調達」および「受注者用意のSWから個別システム接続用のSWへのケーブル差込」までで認識相違ございませんでしょうか。 2)個別システム接続設計に必要な、個別システム側のIPアドレスや通信要件、LAN配線等は、本調達の範囲外という認識でよろしいでしょうか。 3)対象となるすべての個別システムは、閲覧資料内に記載いただける認識でよろしいでしょうか。	見積りへの作成に影響を与えるため。	調達範囲は「個別システム接続用のSWの調達」までです。要件資料は閲覧資料にて提示します。
質問	53	02_別添資料1_要件定義書	11	2	4	ウ	2	Cの小規模拠点の貴庁機器における、1Gbase-LX2回線分のモジュールは、AとB同様に貴庁にて用意いただける認識でよろしいでしょうか。 受注者側での調達となる場合、拠点GW機器に整備できるモジュールの製品をご提示いただけないでしょうか。	作業範囲を明確にしたいため。	AとB同様にデジタル庁側で提供します。
質問	54	02_別添資料1_要件定義書	14	2	4	エ	2	「省内ネットワークに接続する端末を一元的に監視、トラブルシュート、レポートングを提供可能なシステム」はクラウドサービス上に構築してもよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	機器は、デジタル庁が指定するラック（1ラック）に収容し、想定機器の定格等については事前に情報を提供いただくことを想定しています。
質問	55	02_別添資料1_要件定義書	18	2	7	イ	2	「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」と記載がございますが、「これらの省庁」とは具体的にどの省庁を指しておりますでしょうか。 複数省庁で相互接続集約ネットワーク機器を共用しても良いという解釈でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	誤記ですので、「これらの省庁を相互接続集約ネットワーク機器に取りまとめて構成してもよい。」を削除します。
質問	56	02_別添資料1_要件定義書	18	2	7	ウ	2	「一部の地方拠点は原子力規制庁の管理下でないことも踏まえ」と記載がありますが、管理下でないことにより、受注者側にて留意する点があればご教示いただけないでしょうか。	作業範囲を明確にしたいため。	原子力規制庁の管理下でない拠点については、機器設置、配線工事及び電源工事等において、地方拠点等が入居する建屋の管理責任者の許可が必要であるため、工事が遅延なく行えるよう計画立案に留意いただくことを想定しています。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	57	02_別添資料 1_要件定義書	18	2	7	ウ	2	1)持ち込み機器に制限があると記載がありますが、制限のある機器のご提示をお願いできますでしょうか。 2)特殊な制約事項がある場合には本公告時に明記をお願いいたします。 3)「指定事業者が存在し調整する必要がある」と記載がございますが、事前に指定事業者について情報提供いただくことは可能でしょうか。 4)厳密な入構手続があると記載がございますが、入構時に提示が必要なもの等あれば、ご提示いただけますでしょうか。	調達を明確にしたいため。	契約後、現地調査にてご確認をお願いします。
質問	58	02_別添資料 1_要件定義書	19	2	7	ウ	2	「地方拠点等が入居する建屋の管理責任者の許可が必要であることに留意すること。」と記載がありますが、該当する地方拠点を拠点一覧にご記載いただけますでしょうか。	作業範囲を明確にしたいため。	本公告時に「別紙 1 拠点一覧」にて提示します。
質問	59	02_別添資料 1_要件定義書	19	2	7	ウ	2	「地方拠点にて電源・空調等の設備変更が必要となる場合には、機器の設置場所、機器に接続する電源の区分等、必要な情報を収集、整理したうえでデジタル庁に提供すること。」と記載がありますが、電源・空調等の設備変更作業は本調達の範囲外という認識でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確にしたいため。	ご認識のとおりです、電源・空調等の設備変更作業は本調達に含みません。
質問	60	02_別添資料 1_要件定義書	21	4	3	-	2	1)有線LAN部を構成する機器は拠点によって、共用スペース（執務室やサーバ室・EPS 室・MDF 室等）に設置するケースがあると理解しております。この場合、他部署との調整や電源使用可否の判断が必要となる認識ですが、貴庁にて電源確保の対応及び電源設備を提供いただける認識でよろしいでしょうか。 2)指定事業者等に作業を再委託する必要がある可能性があるとのことですが、事前に指定事業者について情報提供いただくことは可能でしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	共用スペースにおける各種調整は、デジタル庁にて実施します。 指定事業者の有無については、本公告後に閲覧資料にて提示します。 なお、指定事業者については、受注者が直接契約することを想定しています。
質問	61	02_別添資料 1_要件定義書	21	4	3	-	2	「コア抜き・防火壁への穴開け等」は建築法対象となる作業と認識しております。建築法対象の工事を実施する場合、技術者の配置、その他指定の情報含んだ資料の提出のご対応がございますが、建築法対象工事を含む工事として発注という認識でよろしいでしょうか。	作業項目を明確にし、積算を行うため。	調達仕様書 7.8 カ 法律・規格への準拠の(ウ)の記載に適合した工事として対応してください。
質問	62	02_別添資料 1_要件定義書	22	(付録 A)	ア	-	2	複数省庁が入居する拠点において、専用線やフレッツ回線を共用する予定があれば記載いただけないでしょうか。	作業工数を明確にしたいため。	本公告時に提示します。
質問	63	03_別添資料 1_別紙 1_拠点一覧_原子力規制庁	1	-	-	-	2	機器設置や現地配線作業の現地作業において、放射線防護装備（防護服やマスク等）の着用を義務付けられる拠点はありますでしょうか。また、ある場合には、拠点一覧に項目を追記いただけないでしょうか。	義務付けられている拠点がある場合、作業準備や作業効率も検討する必要がありますため。	現時点では該当する拠点はありません。
質問	64	03_別添資料 1_別紙 1_拠点一覧_原子力規制庁	1	-	-	-	2	現地作業において、穴あけや作業時間などに条件がある場合には、拠点一覧に情報を記載いただけますでしょうか。	作業工数を明確にしたいため。	閲覧資料にて提示します。
質問	65	03_別添資料 1_別紙 1_拠点一覧_原子力規制庁	1	-	-	-	2	「想定無線LANAP総数」について最下段の合計数に含まれていない拠点があるかと存じますが、「03_別添資料 1_別紙 1_拠点一覧_原子力規制庁」に記載のある拠点はすべて調達対象である認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	ご認識のとおりです。「別紙 1 拠点一覧」を修正します。
質問	66	03_別添資料 1_別紙 1_拠点一覧_原子力規制庁	1	-	-	-	2	福島地域原子力規制総括調整官事務所の住所や想定回線等の情報を拠点一覧に情報を記載いただけますでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	「別紙 1 拠点一覧」を修正します。
質問	67	03_別添資料 1_別紙 1_拠点一覧_原子力規制庁	1	-	-	-	2	「原子力規制本庁舎（新庁舎）」において、想定フロアスイッチ数のみ記載があり、想定エッジスイッチ数が空白となっておりますが、42台はエッジスイッチの台数である認識であっておりますでしょうか。	調達範囲を明確にしたいため。	「別紙 1 拠点一覧」を修正します。
質問	68	03_別添資料 1_別紙 1_拠点一覧_原子力規制庁	1	-	-	-	2	拠点一覧では想定回線種別が「VNE + LTE」または「LTE + LTE」となっている拠点においても拠点ネットワーク機器数が0台と記載がありますが、本件では拠点ネットワーク機器の調達は不要な認識でよろしいでしょうか。 必要な場合には、想定台数をご記載をお願いいたします。 不要な場合には、貴庁にて調達する拠点ネットワーク機器のインターフェース情報等についてご提示をお願いいたします。	調達範囲を明確にしたいため。	「別紙 1 拠点一覧」を修正します。
質問	69	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	地方拠点・新庁舎分にて、機器設置時期が異なります。 賃貸借開始時期に応じて、下記のように賃貸期間が分かる認識でよろしいでしょうか。 ・地方拠点：2026年4月～2029年9月末（期間：42か月） ・新庁舎：2027年度未明～2029年9月末（期間：未定）	見積もりの作成に影響を与えるため。	ご認識の通りです。
質問	70	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	新庁舎の移転時期により、機器の賃貸借開始時期や賃貸借期間が左右されるかと思えます。入札時には借入契約の条件となる賃貸借期間及び賃貸借開始日をお示し頂ける認識でよろしいでしょうか。	見積もりの作成に影響を与えるため。	契約後に調整させていただきます。
質問	71	01_調達仕様書	3	1	5	-	1	賃貸借期間が当初予定から変更となる場合には、月額の賃貸借料の変更協議に応じいただけますでしょうか。	見積もりの作成に影響を与えるため。	変更となる場合の状況によります。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	72	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 'L2 エクステンションを利用した接続について当方は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「レイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、こちらを実現するために、オーバーレイネットワーク機器としては、WAN側でレイヤー2 たる仮想イーサネット回線を動作させた上で、LAN側ではL3ルーティングを動作させる必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご質問の内容については、仕様書の要件を満たしていると解釈しております。要件を満たす適切な提案をお願いします。
質問	73	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 'L2 エクステンションを利用した接続について当方は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略- そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、基幹部が設置されない拠点については、末端部でレイヤー3 ネットワークを構成できるような機器を選定する必要がありますか？ もしくは、基幹部が設置されてない拠点については、レイヤー3 ネットワークの構成は不要と理解すればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	基幹部が設置されない拠点においては、末端部とGSSDC内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VIDの通信及び、そのレイヤー2VID上にレイヤー3 ネットワークを構成しますので、該当箇所を修正します。
質問	74	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 'L2 エクステンションを利用した接続について当方は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>【質問】 「拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、-中略- そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない」と記載されていますが、ここでいうレイヤー3 ネットワークとは、「基幹部・末端部の技術要件 オ」に記載されている「IPv4/IPv6に対応したOSPFルーティング規格」と捉えればよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
質問	75	02_別添資料1. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【書類上の記載】 'L2 エクステンションを利用した接続について当方は、オーバーレイネットワークシステムにより、レイヤー2 たる仮想イーサネット回線を GSSDC と拠点の間で構成することを想定している。拠点における省内ネットワークシステムの基幹部は、当該仮想イーサネット回線上にて、基幹部と GSSDC 内の相互接続集約ネットワーク機器間において、レイヤー2VID の通信及び、そのレイヤー2VID 上にレイヤー3 ネットワークを構成しなければならない。</p> <p>この仮想イーサネット回線機能を L2 エクステンションと呼称し、L2 エクステンションは、2 拠点以上の拠点間で仮想イーサネットワークを構成できる機能である。L2 エクステンションは、以下の機能要件をみたさなければならない。</p> <p>【質問】 すべての拠点間通信をL2エクステンション上で実現する必要はなく、GSSのLANシステムなどについては、レイヤー3 オーバーレイ上に実現すればよいという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご認識のとおりであり、要件を満たす適切なご提案をお願いします。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	76	02_別添資料2. 要件定義書	10	2	4	イ-(ア)	1	<p>【書類上の記載】 (ア) Wi-Fi6/6E/7. 42x42:42、20/40/80/160MHzチャネル幅(Wi-Fi6E/7/6GHz帯において)、日本国内にて認可されている2.4GHz帯(1CH-13CH)、5GHz帯(W52/53/56)、Wi-Fi6E/7 6GHz帯に対応すること。</p> <p>【質問】 42x42:42記載箇所は4x4:4という認識でよろしいでしょうか。</p>	要件を明確にするため	「Wi-Fi6/6E/7、4x4:4又は2x2:2、20/40/80/160MHzチャネル幅」に修正します。
質問	77	02_別添資料3. 要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	<p>【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。</p> <p>【質問】 10Gbpsの対応については、接続先有線LANスイッチの10Gbps対応も必要となりますが、"末端部と基幹部との接続が、10GBase-Xもしくは1Gbase-X"であることから、現在提案予定の末端部スイッチはダウンリンクで10Gbps対応しているものが選定されていないこと、また、10Gbps対応PoEスイッチは費用としても高価であることから、10Gbpsについては削除いただけないでしょうか？</p>	能的な公平性の観点から	「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正します。
質問	78	02_別添資料1. 要件定義書	10	2	4	イ-(カ)	1	<p>【書類上の記載】 ビームフォーミングに対応すること。送受信に AP から STA 及び、への送信に対して、MU-MIMO/SU-MIMO に対応すること。</p> <p>【質問】 高性能AP要件に「送受信に AP から STA 及び、への送信に対して、」が記載がございますが、誤記でしょうか？</p>	要件を明確にするため	「APからSTA及び、STAからAPへの送信に対して、MU-MIMOに対応すること。」に修正します。
質問	79	02_別添資料2. 要件定義書	22	付録A		イ	1	<p>【書類上の記載】 専用網サービスは、デジタル庁が日本国内9か所に整備する地方集約点とGSSDCを広帯域かつ冗長経路で構成された高信頼性ネットワークとなっている。そして、この地方集約点から省庁等の拠点間を専用線、シェアードイーササービスの何れかのレイヤー2サービスにて結んでいる。別紙1の回線種別に専用網と記載がある拠点は、デジタル庁が別途調達した専用網サービスを利用する。 専用網サービスにおいて、地方集約点への通信路を暗号化しなければならない場合は、別紙1に暗号化要と記載しており、この場合は、省内ネットワークサービスの基幹部は、MacSec 暗号化(cipher スイット AES128bit又は、256bit)にて、地方集約点と拠点間を暗号化しなければならない。</p> <p>【質問】 基幹部でMacSecを使用する旨が記載されている箇所について、MacSec暗号化は、専用網サービスが専用線、シェアードイーササービス双方の時に利用できる機器を選定する必要があるか？また、この場合、MacSecを終端する機器は、専用線サービス網内で提供されるという認識でよいか？</p>	要件を明確にするため	フレッツ以外の拠点は暗号化の対象とするため、「別紙1 拠点一覧」にて示すよう修正します。
質問	80	02_別添資料3. 要件定義書	5	2	3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM（加入者識別モジュール）を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離（外付け）されていてもよい。</p> <p>【質問】 分離してモデム等の機器を用意する場合、その機器についても、統合管理監視システムの管理対象となり、「P4 イ 構成するネットワーク機器の(オ)」、並びに「P15 イ 統合管理監視システムに求める技術要件の(ア)～(ウ)」を満たす必要があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	モバイルサービスのモデム機器を分離した場合は、監視対象外とします。
質問	81	02_別添資料4. 要件定義書	5	2	3	エ-イ	1	<p>【書類上の記載】 モバイルサービスは、当庁が提供するSIM（加入者識別モジュール）を使用して、接続可能な機能性を有すること。なお、オーバーレイ拠点機器は、モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器が本体に内蔵又は分離（外付け）されていてもよい。</p> <p>【質問】 モバイルサービスなどを利用するためのモデム等の機器に障害があった際には、「別添資料2 2-2 SLA 評価対象の障害種別の定義等」にある「表 1-3 障害種別」ではどの障害に分類されますか？内蔵と外付けで分類が異なるのであればそれぞれ教えてください。</p>	要件を明確にするため	モバイルサービスのモデム機器を分離した場合は、監視対象外とします。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	82	02_別添資料 5. 要件定義書	5	2	3	エ - イ	1	<p>【書類上の記載】 '冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 全国網サービスについては、上記のように冗長構成時に両系の機器が接続可能にするという要件がございますが、モバイルサービスへの接続についても、同様に、冗長構成の場合は両系の機器で接続できるようにする必要があるという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	拠点SIMは1枚提供となります。差し替えれば通信可能な状態とさせていただきます。
質問	83	02_別添資料 6. 要件定義書	5	2	3	エ - イ	1	<p>【書類上の記載】 '冗長構成の場合、全国網サービスへの接続をハブなどにより分離し、冗長構成となる機器において全国網サービスの接続を共有できるようにし、冗長構成における片系障害においても全国網サービスが利用可能であること</p> <p>【質問】 別途設置するハブについては、単一障害点になるため、他のネットワーク機器と同等の管理が必要になると考えますが、その認識でよろしいでしょうか？また、このハブの障害については、“別添資料2 2-2 SLA 評価対象の障害種別の定義等”にある“表 1-3 障害種別”ではどの障害に分類されますか？</p>	要件を明確にするため	回線+分岐用HUB故障を含め、全国網サービスへアクセス不可となった際はモバイル網に切り替える想定です。また、HUB故障時はONUとオーバーレイ機器を直結することで暫定復旧できるものと考えています。HUBの冗長については事業者様ごとにご提案ください。（HUBは冗長しなくても問題ありません）
質問	84	02_別添資料 7. 要件定義書	6	2	3	オ	1	<p>【質問】 'L2 エクステンションの要件についてですが、広範囲に同セグメントのNWが広がるため、拠点用、集約用ネットワーク機器を選定するにあたり、当該機器がどの程度のMACアドレス数を学習する必要があるか知る必要がございますが、提案前に知る術があるという理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	一般的に4000以上の学習が必要と考えておりますが、原子力規制庁における実態については、契約後に開示します。
質問	85	02_別添資料 8. 要件定義書	4	2	3	エ - ア	1	<p>【書類上の記載】 地方拠点等に設置するオーバーレイ拠点機器は、オーバーレイ集約機器との間において、以下の要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければならない。 A 暗号化方式：CRYPTRECの電子政府推奨暗号リストに定めるところの暗号化方式（例：AES128bit）又はそれに準ずる強度を有する暗号化方式 B 別紙1において、小規模拠点又は記載がない拠点（小規模拠点とみなす）においては、フレームサイズ512byteにおいて100Mbps以上の処理能力 C 別紙1において、中規模拠点と記載がある拠点においては、フレームサイズ512byteにおいて500Mbps以上の処理能力</p> <p>【質問】 オーバーレイ拠点機器で提案されるルータやファイアウォール等については、複数機能を動作させる場合に性能が縮退することが一般的であるが、本要件については、暗号化通信処理能力として、記載の処理性能を有していればよいという理解でよろしいでしょうか？</p>	器選定に必要なため	本仕様書で規定する機能の実現下において、本処理能力を満たし、維持できる時期のご提案をお願いします。
質問	86	02_別添資料 1. 要件定義書	16	2	5	イ - (ケ)	1	<p>【書類上の記載】 故障時に備え、統合管理監視システム内の構成管理情報等のバックアップとリストアが可能であること。故障や災害等に備え、GSSDC 内での冗長構成や GSSDC 間での冗長構成が取れること。</p> <p>【質問】 「GSSDC 内での冗長構成やGSSDC 間での冗長構成が取れること。」とあるが、GSSDC間で冗長構成をとれば、双方のGSSDCに装置が設置されるため、装置としての冗長性も確保することができます。そのため、GSSDC間で冗長構成を取り、装置としての冗長性も確保される場合は、GSSDC内での冗長構成は必須ではないと捉えてよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	「統合管理監視システムは、故障や災害等の発生時に備え、構成管理情報等のバックアップとリストアによる復旧が迅速に可能な冗長構成とすること。」に修正します。
質問	87	02_別添資料 1. 要件定義書	16	2	5	イ - (サ)	1	<p>【書類上の記載】 ・ネットワーク等を監視するシステムが取得した監視データについて、JSON形式にてデータをリアルタイムでエクスポートできるように構成すること。また、デジタル庁の指定するデータ転送ツールをインストールし稼働させ、GSS統合監視システムに自動で連携すること。</p> <p>【質問】 データ転送ツールとはどのようなツールを想定されておりますか？</p>	要件を明確にするため	GSS統合監視システムについては、閲覧資料にて提示します。

質問/意見	No.	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	意見	理由	回答
質問	88	02_別添資料 1. 要件定義書	4	2	2.3	イ-(キ)	1	<p>【書類上の記載】 xFlow技術等によりフロー情報を別途整備するコレクターなどにおいて観測できる機能を有することを推奨する。</p> <p>【質問】 別途整備するコレクターについて想定されている機種がございましたら、開示していただけないでしょうか？</p>	要件を明確にするため	標準的な技術を用いた機種のご選定をお願いします。
質問	89	02_別添資料 1. 要件定義書	10	2	4	イ-(オ)	1	<p>【書類上の記載】 有線LANとして、1000Mbps/2500Mbps/5000Mbps/10Gbpsイーサネット規格に対応したインターフェースを有すること。</p> <p>【質問】 5000Mbps/10Gbpsを利用しようとすると、エッジスイッチのダウンリンクポートも同速度に対応する必要がありますが、エッジスイッチの選定も見直す必要がございます。本要件の5000Mbps/10Gbpsについては将来的な拡張のために、APとしては同速度に対応したインターフェースを有していればよいという認識でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	「有線LANとして、1000Mbps/2500Mbpsイーサネット規格が利用できること。また、5000Mbpsイーサネット規格を利用できることを推奨する。」に修正します。
質問	90	02_別添資料 1. 要件定義書	12	2	4	エ-(ア)	1	<p>【書類上の記載】 -項目 ウ WPA3-EAP-TLS -接続方式 Wi-Fi -技術 WPA3-EAP-TLS Wi-Fiアライアンスが定めるところのWPA3-エンタープライズ(CCMP暗号化)方式におけるEAP-TLS方式</p> <p>項目アと項目ウとの差異は、暗号プロトコルが明記されているのみであるが、項目ウについては、項目アとは異なる用途を想定されているという理解でよろしいでしょうか？ その場合、どのような用途での利用をお考えでしょうか？</p>	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。利用ケースについては、無線区間、有線区間、無線と有線区間のそれぞれを記載しています。
質問	91	02_別添資料 1. 要件定義書	13	2	4	エ-(イ)	1	<p>【書類上の記載】 再認証免除機能とは、端末が再接続を行う場合、A.MMicrosoft365 が提供する Intune のデバイス識別 ID (Intune Device ID) に基づくコンプライアンス準拠が有効である、B.利用するユーザーの EntraID の属性情報が事前に定めた値となっている、C.利用するユーザーが有する EntraID の発行するプライマリトークンが有効である。の 3 要件をチェックし、3 要件を満たす場合に限り、WEB 認証を免除する機能のことである。</p> <p>「B.利用するユーザーの EntraID の属性情報が事前に定めた値となっている」と記載がございますが、具体的にはどのような値を想定されているのでしょうか。職員のグループが変わるなどの属性変更を想定されておりますでしょうか。</p>	要件を明確にするため	利用するユーザーの EntraIDが事前に定めた値となっていることが確認できる機能のご提案をお願いします。
質問	92	02_別添資料 1. 要件定義書	10	2	4	イ-(カ)	1	<p>【書類上の記載】 (カ) ビームフォーミングに対応すること。送受信に対して、MU-MIMO/SU-MIMOに対応すること。</p> <p>"送受信に対して、MU-MIMO/SU-MIMO に対応すること。"との記載がございますが、これはより高度な機能であるMU-MIMOをサポートしている場合にはSU-MIMOは不要との理解でよろしいでしょうか。また、MU-MIMOはアップリンク、ダウンリンクの両方が必須という理解でよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	SU-MIMOは不要のため、をSU-MIMOを削除します。